

所得税法第56条の学習会開催と国会要請に参加

所得税法第56条を学び廃止の意見採択を！



4月17日(日)午後2時から浦和民商事務所2階にて、婦人部組織教育部主催『所得税法第56条学習会』を今回、ディスカッション式で行ないました。参加は男性1名含む12名でした。昨年来56条の学習会は2回

行なっていますが、今回は単なる学習方式でなくわからないこと、思っていることを出し合って話し合おうと五十嵐婦人部長のあいさつから始まりました。

『どうして明治時代の家長制度さながらの古い法律残しているの?』『白色申告控除の配偶者86万と家族従業員50万、控除金額見直すだけでいいのかな。』『金額どうのこうのよりこれって憲法の基本的人権に抵触する人種差別じゃないの?』『請願・採択・不採択・一部採択と見直し採択・・・採択にもいっぱいあるんだね。』『政令都市で意見採択上げてくれたところひとつもない。』『2014年国税通則法改正により白色を選択した事業者にも記帳義務が課せられて正確な申告の徹底が必要になったことでこの税法つじつまあってないよね。』などなど。たくさんの疑問や意見が出ました。

婦人部は長年さいたま市に対し『所得税法第56条廃止の意見書採択』を請願を上げています。政令都市になり採択がいつそう厳しくなっていますので婦人部ばかりでなく男性の力を借り運動を大きくしていくことが何より大切、6月の議会請願にむけいつそう協力者を募りがんばろうと気を引き締め閉会となりました。

熊本震災への緊急支援のお願い 災害募金箱を事務所に設置

2016年4月14日に熊本地方を襲った大地震、今も500回以上の大きな揺れが続き甚大な被害が発生しています。熊本県の会員の間では工場がつぶれ再開のめどが立たない(鉄工所)、店内の商品が倒れて全滅状態(酒店、飲食店など)、繁忙期にボイラーが倒れてどうしようもない(豆腐店)、などの被害が続々と熊本県商工団体連合会に届き、全国商工団体連合会が15日から熊本に入り会員の安否確認を行なっています。また長崎、鹿児島、宮崎県の会員についても安否を確認中です。

浦和民商は募金活動を開始、熊本県商工団体連合会へ支援金を送ることを決め事務所に募金箱を設置しました。

◎お預かりした募金は直接、熊本県商工団体連合会へ送金します。

緊急の御協力を何卒宜しくお願い致します。

(浦和民商会長 香田政則)

浦和
民商
ニ
ュ
ー
ス

発行
浦和民主商工会
www.minsyoo.jp
さいたま市浦和
区本太5-38-3
Tel: 886-5200
FAX: 886-5454
urawa@minsyo.jp

全婦協国会要請に参加しました

4月18日(月)午前11時30分より参議院会館109会議室にて全国より民商婦人部の代表120名が集まり報告会が行われその後、各県の国会議員に所得税法56条廃止、消費税増税反対の請願書を持って要請行動を行ないました。浦和民商婦人部から、五十嵐婦人部長、寺尾役員、松本事務局が参加しました。

報告会では2月に行われたジュネーブでの国連女性差別撤廃委員会に『家族従業員の働き分を認めない所得税法は見直しを』を提出。日本政府に勧告が出されました。このことを受け3月16日、宮本徹衆議院議員が、衆院財政委員会の中で『国連からも、ぐっと背中を押されている。政府は56条廃止へ具体化を』と正しました。麻生財務相は「丁寧な対応をおこなう。」と答弁しましたが、宮本議員は迅速な対応を重ねて求めましたという報告がありました。その後、川口民商婦人部の役員さんと5人で、自民党、公明党の議員さんを訪問し業者婦人の実態を訴えました。

埼玉母親大会

2016年4月30日(土)10時30分～久喜総合文化会館にて開催されます。無料チケットあります。事務局まで連絡を。
文化行事;きたがわてつさん
記念講演;白神真理子さん



2016年 第61回
埼玉母親大会
4月30日(土) 10時30分～11時
※会場:久喜総合文化会館
※入場料:無料
※お申し込み:お電話かメール
※お申し込み先:事務局
※お申し込み期限:4月25日(日)まで
※お申し込み先:事務局
※お申し込み先:事務局

会社の役員登記忘れて裁判所から9万円の過料の通知が！！！！

※過料とは→金銭を徴収する制裁の一つです。

☆会社法施行(平成18年5月)から時間が経ち、最近では、登記を忘れて過料が科される会社が多くなっています。例えば、平成18年の会社法施行と同時に任期を10年に延長して、そのまま放置して登記をしないと過料が科されます。(有限会社は対象外です) 詳細は事務所まで